

【経営所得安定対策】

Q1 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのでしょうか？

A

- 1 平成22年度から導入された米の直接支払交付金は、農業者の手取りになったことは間違いありませんが、
- ① 高い関税により守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと、
 - ② 交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り拓いて経営を発展させる途を閉ざしてしまっていること、
 - ③ 農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の問題がありました。
- 2 このため、米の直接支払交付金は廃止することとし、その「振替・拡充」として、
- ① 水田だけでなく、畑・草地を含めて、農地を維持することに対する多面的機能支払の創設、
 - ② 主体的な経営判断により水田フル活用を実現する、水田の有効活用対策の充実、
 - ③ コストダウン・所得向上を図るための、構造政策（農地集積）の拡充等を行うこととしたところです。
- 3 なお、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたって交付されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行ってきたり、行おうとしている農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、26年産米から単価を10a当たり7,500円に削減した上で、29年産まで4年間の経過措置を講じることであります。

Q2 26年産から変動部分を廃止するに当たっては、ナラシ対策(収入減少影響緩和対策)に加入できない者への配慮が必要ではないですか？

A

- 1 今後のナラシ対策の対象者については、これまでの認定農業者と集落営農に、認定就農者を加えるとともに、面積規模要件を廃止することとしており、意欲ある農業者は加入できるようにする方針です。
- 2 この見直しには法改正が必要なため、26年産は面積規模要件等が残る従来のナラシ対策となりますので、26年産に限り、ナラシ対策の非加入者を対象に、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、農業者の拠出なしで、国費相当分の5割を交付する影響緩和対策を予算措置で実施することとしています。
- 3 現在ナラシ対策の非加入者におかれては、この一年間の経過期間を利用して、認定農業者となったり、集落営農の組織化に取り組んでいただき、できるだけ多くの方々に27年産からの新たなナラシ対策に加入していただきたいと考えています。

【水田フル活用と米政策の見直し】

Q1 飼料用米については十分な需要はあるのでしょうか？

A

- 1 飼料用米については、配合飼料の主原料として年間約1,000万トン輸入されているとうもろこしと同等の栄養価と評価されており、輸入とうもろこしと遜色のない価格での供給ができれば、潜在的には450万トン程度の需要があると見込まれます。
- 2 農林水産省としても、①配合飼料工場での長期的・計画的な供給・活用のための情報提供、②生産要望のある耕種農家と利用要望のある畜産農家とのマッチング活動を行うなど、飼料用米の円滑な流通・活用を推進してまいります。

Q2 大豆・麦等の生産への支援については強化されないのでしょうか？

A

- 1 水田のフル活用による食料自給率・自給力の向上を図るためには、大豆・麦等についても生産拡大と生産性の向上に取り組んでいただくことが重要です。
- 2 このような考え方の下で、この度、地域の創意工夫に基づき、大豆・麦等の生産性向上や高付加価値化に向けた取組を進めていただけるよう、産地交付金の総額を拡充し、支援の強化を図ったところです。

Q3 需要に応じた生産を推進するに当たって、地域における役割分担はどのように考えていますか。また、「水田フル活用ビジョン」とはどのようなものですか？

A

- 1 生産調整は既に実質的には選択制となっていますが、今後の水田農業の発展のためには、生産・販売に関与しない行政が米の生産量を決めるのではなく、米の販売を行う生産者、集荷業者・団体が需要に応じた生産を行える環境を更に整えていく必要があります。
- 2 具体的には、行政と集荷業者・団体が役割分担をして、
 - ① 地方行政が中心となって、地域における作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」を作り、例えば飼料用米の生産を拡大していく旨の方向性を明らかにする。
また、このビジョンに基づき地域に適した産地交付金の対象作物や単価等を示すなど地域振興の観点から支援を行う、
 - ② 他方、米の生産・販売に当たっては、行政が数量を決めるのではなく、実際に生産・販売を行う生産者や集荷業者・団体が中心となって、主食用米、非主食用米等を需要に応じて生産方針を決め、販売していくことが必要です。

Q4 行政による生産数量目標の配分は5年後に廃止するのですか。生産数量目標の配分がなくなり、国が生産調整から手を引けば、主食用米の生産が増加し、価格が暴落して、農家経営は立ちゆかなくなるのではないですか？

A

- 1 我が国の貴重な生産装置である水田を有効活用し、需要に見合った米生産を行うことができるようにするのが政策の基本です。
- 2 したがって、水田フル活用に取り組み、需要に応じた米生産が定着するよう、
 - ① 水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、
 - ② 産地交付金も充実し、県・市町村段階において作物振興の設計図である「水田フル活用ビジョン」を策定いただき、地域の特性を活かした産地づくりを進める、
 - ③ 主食用米の需要の約3割を占める中食・外食用等のニーズに応じた米の生産や、複数年、播種前などの事前契約等による安定取引の拡大を進める、
 - ④ 国は全体の需給について必要な見通しを明らかにすることに加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を毎月提供し、産地に対して米の売れ行き等がわかりやすい環境を整え、生産者の主体的経営判断や集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われるようにする、等の環境整備を着実に実施することとし、こうした取組により米の需給と価格の安定を図ることとしています。
- 3 今後、「5年後を目途」という時期的なイメージを関係者が共有しつつ、毎年、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいきます。

【日本型直接支払制度】

Q1 現行の農地・水保全管理支払を継続することはできますか？

A

- 1 現行の農地・水保全管理支払の活動組織であれば、新たな農地維持支払と資源向上支払に取り組むことが可能であり、支援対象が拡大され支援水準も増額となっていますので、農地維持支払及び資源向上支払の両方に取り組んで頂きたいと考えています。
- 2 現行の農地・水保全管理支払については、組替え・名称変更して資源向上支払として維持することになりますが、一定の経過期間を設けることを検討中です。

Q2 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことはできますか？

A

- 1 同一地区で取り組むことは可能です。中山間地域等直接支払の対象地区においては、集落協定の実施のための組織が既にありますので、これを活用して農地維持支払に積極的に取り組んで頂きたいと考えています。
- 2 なお、農地維持支払は、農業者が共同で行う、水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈り等の基礎的な保全活動を対象とするものであり、中山間地域等直接支払の必須事項である活動と重複します。
- 3 このため、中山間地域等直接支払の交付金を共同活動に充てる場合は、農地維持支払の交付金を充てた活動の不足分へ充当するほか、別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当して頂きたいと考えています。

Q3 事務量はこれまでより軽減されますか？

A

- 1 多面的機能支払については、
 - ・ 現行の農地・水保全管理支払で2ルートあった交付ルートを一本化し、交付金の交付に係る手続き、書類の簡素化を図るとともに、
 - ・ 集落で作成頂く書類のひな型を示したり、該当項目をチェックする様式とするなど、できる限り事務手続きを簡素化できるよう、現場のご意見も伺いつつ、検討を進めているところです。
- 2 また、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、新制度へ極力スムーズに移行できるような手続きの簡素化についても検討を進めています。

Q4 交付金は、何に使っても良いのですか。また、個人に支払っても良いのですか？

A

農地維持支払の交付金は、農地、水路、農道等を共同で保全管理するコストに対して活動組織に支払うものであり、活動計画書に記載された活動であれば、交付金の用途は極力地域の自主性に委ねる方向で考えています。したがって、共同活動に必要な資材の購入等の用途に充てるほか、個人が出役した場合に日当に支払うといったことが考えられます。

本省	農地中間管理機構	経営局 農地政策課	(直)03-6744-2150
	経営所得安定対策	経営局 経営政策課	(直)03-6744-0502
	水田フル活用と米政策の見直し	生産局 穀物課(水田フル活用関係) 農産企画課(米政策の見直し関係)	(直)03-3597-0191 (直)03-6738-8964
	日本型直接支払	農村振興局 多面的機能支払制度検討室	(直)03-6744-2081
北海道農政事務所 (北海道)	農地中間管理機構	農政推進部 経営・事業支援課	(直)011-642-5479
	経営所得安定対策		
	水田フル活用と米政策の見直し	農政推進部 農政推進課	(直)011-642-5473
	日本型直接支払		
東北農政局 (青森・岩手・宮城・秋田・ 山形・福島)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)022-221-6237
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)022-722-7337
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)022-221-6169
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)022-221-6289
関東農政局 (茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・山梨・ 長野・静岡)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)048-740-0144
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)048-740-0098
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)048-740-0406, 0409
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)048-740-0049
北陸農政局 (新潟・富山・石川・福井)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)076-232-4319
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)076-232-4133
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)076-232-4302
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)076-232-4725
東海農政局 (岐阜・愛知・三重)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)052-223-4627
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)052-223-4626
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)052-223-4623
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)052-223-4638
近畿農政局 (滋賀・京都・大阪・兵庫・ 奈良・和歌山)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)075-414-9013
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)075-366-0117
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)075-414-9020
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)075-414-9541
中国四国農政局 (鳥取・島根・岡山・広島・ 山口・徳島・香川・愛媛・ 高知)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)086-224-9407
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)086-230-4256
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)086-224-9411
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)086-224-9423
九州農政局 (福岡・佐賀・長崎・熊本・ 大分・宮崎・鹿児島)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)096-211-9371
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)096-211-9267
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)096-211-9357
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)096-211-9816
内閣府 沖縄総合事務局 (沖縄)	農地中間管理機構	農林水産部 経営課	(直)098-866-1628
	経営所得安定対策		
	水田フル活用と米政策の見直し	農林水産部 生産振興課	(直)098-866-1653
	日本型直接支払	農林水産部 土地改良課	(直)098-866-1652